⑷ Fulfillment period : From 1 April, 2021 through 31 March, 2022

⑸ Fulfillment place : As shown in the tender documentation

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

１）Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

２）Have Grade A, B, C or D on "selling of products" in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

３）Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time limit for the tender to Bid Opening

４）Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

５）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

６）Not once being rejected, or under remaining denial, from the national order operations upon police request because of their practical operation by Boryokudan members or other antisocial bodies

７）Obtain registration of the electricity retail business in accordance with Article 2—2, of the Electricity Business Act

８）Fulfill the requirements mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 16 : 00　7 January, 2021

⑻ Time-limit for tender : 16 : 00　12 February, 2021

⑼ Contact point for the notice : KINO Seiji Contract Section, Accounting Division, Koriyama National Highway Office, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructsre, Transport and Tourism, 1—5, Asakaarai, Koriyama-shi, Fukushima-ken 963—0117 Japan TEL 024—946—8161 ex. 224

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年12月７日

分任支出負担行為担当官　中部地方整備局
飯田国道事務所長　今井　浩策

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　20

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量　令和３年度　飯田国道事務所庁舎外７箇所で使用する電気（電子調達システム対象案件）

契約電力　下記のとおり①～⑧

年間使用予定電力量　下記のとおり①～⑧

①　国道19号　上松トンネル
契約電力　131kW
年間使用予定電力量　270,691kWh

②　国道19号　福島トンネル
契約電力　39kW
年間使用予定電力量　127,890kWh

③　国道474号　矢筈トンネル
契約電力　208kW
年間使用予定電力量　372,184kWh

④　国道19号　鳥居トンネル
契約電力　70kW
年間使用予定電力量　174,428kWh

⑤　国道19号　桟トンネル
契約電力　84kW
年間使用予定電力量　135,597kWh

⑥　飯田国道事務所
契約電力　111kW
年間使用予定電力量　351,384kWh

⑦　飯田維持出張所
契約電力　27kW
年間使用予定電力量　66,918kWh

⑧　木曽維持出張所
契約電力　33kW
年間使用予定電力量　123,388kWh

⑶　調達件名の特質等　別冊　仕様書による。

⑷　納入期間　令和３年４月１日から令和４年３月31日まで

⑸　納入場所　飯田国道事務所外７箇所（①国道19号上松トンネル　②国道19号福島トンネル　③国道474号矢筈トンネル　④国道19号鳥居トンネル　⑤国道19号桟トンネル　⑥飯田国道事務所　⑦飯田維持出張所　⑧木曽維持出張所）

⑹　入札方法　入札金額は、各者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、夏季料金とその他季料金等の設定がある場合は、それぞれの単価を記載すること。その他の割引料金等がある場合はその内訳を併せて記載すること。）を入札書に記入すること。また、落札決定にあたっては、当事務所が提示する契約電力及び使用予定電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記入すること。

なお、入札時においては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。（詳細は入札説明書による。）

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

入札回数は原則２回を限度とするが、場合によっては３回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の２に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に変えることができる。電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和１・２・３年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域又は東海・北陸地域の認定を受け、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。

⑶　競争参加資格の申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け官報）に記載されている時期及び場所で受け付ける。

⑷　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　入札説明書を３⑶の交付方法により直接入手した者であること。なお、電子調達システムによる入手時は、「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」を必ず選択すること。選択しなかった場合は、質問回答等で資料追加した際に、更新通知が届かず、適正な申請書等を作成できないことから、競争参加資格を与えない。

⑻　電気事業法第２条の２の規定に基づく小売電気事業者の登録を受けていることを証明した者であること。

⑼　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。